

裁 決 書

審査請求人

[Redacted]

審査請求人代理人

[Redacted]

処分庁 高松市福祉事務所長

上記審査請求人から平成 27 年 10 月 9 日に提起された、同年 8 月 26 日付け生活保護申請却下処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件処分を取り消す。

理 由

第 1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分について、その取消を求めるというものである。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由の要旨は、審査請求書等によれば概ね次のとおりである。

審査請求人（以下「請求人」という。）は、[REDACTED]のため、請求人の長男である審査請求人代理人では介護することができず、介護施設に入居している。請求人は介護料を預貯金と年金で支払っていたが、預貯金が底をつき、年金収入のみとなって、毎月の介護料の支払いが困難となったことから、処分庁に対し生活保護の申請（以下「本件申請」という。）を行ったところ、処分庁は本件申請を却下した。請求人は、本件処分について不服があるため、その取消を求め、本件審査請求を行ったものである。

第2 認定事実

審査庁において、次の事実を認定する。

- 1 平成27年7月27日、請求人の長女が処分庁に対し、本件申請を行った。保護申請書の保護を申請する理由欄には、手持金と年金で施設の費用を支払ってきたが、手持金が少なくなり、年金だけでは施設の費用が支払えないため保護を申請する旨の記載がある。

請求人は、要介護状態にあり、平成27年1月28日から[REDACTED]（以下「入居施設」という。）に入居しており、請求人の介護保険被保険者証には、次のとおり記載されている。

交付年月日	平成27年3月3日
要介護状態区分等	[REDACTED]
認定年月日	平成27年2月16日
認定の有効期間	H27.2.1 ~ H28.1.31
居宅サービス等	区分支給限度基準額
	H27.2.1 ~ H28.1.31 1月当たり [REDACTED]

また、入居施設の利用契約書及び重要事項説明書には、入居施設が認知症対応型共同生活介護計画に基づき介護保険給付対象サービスを提供する施設であり、利用者は介護保険の適用による自己負担額である介護サービス利用料金を、毎月、支払う旨の記載がある。

2 平成27年7月29日、処分庁は、請求人の介護給付費通知書の提出を受けた。当該通知書には、次のとおり記載されている。

サービス利用月	サービス事業者	サービス種類	サービス日数	自己負担額
平成27年1月	■■■■■ ■■■■■■■■■■	認知症対応型共同生活介護 (短期利用型以外)	4	3,782円
平成27年2月	■■■■■ ■■■■■■■■■■	認知症対応型共同生活介護 (短期利用型以外)	28	26,935円
平成27年3月	■■■■■ ■■■■■■■■■■	認知症対応型共同生活介護 (短期利用型以外)	31	28,924円

3 平成27年8月20日、処分庁は、本件申請に係る診断会議を行った。ケース記録には、次のとおり記載されている。

『要否判定の結果、手持金が最低生活費を上回っているため却下と判断された。

最低生活費	収入認定額
109,969円	< 133,525円

(最低生活費内訳)

生活扶助	67,460円
住宅扶助	40,000円
医療費自己負担額	2,509円
合計	109,969円

(収入認定額内訳)

老齢厚生年金	64,391円
手持金	72,375円
後期高齢者保険料	-391円
介護保険料	-2,850円
合計	133,525円

』

4 平成27年8月26日、処分庁は本件処分を決定し、請求人に対し生活保護申請却下通知書(以下「本件処分通知書」という。)を送付した。本件処分通知書には、却下の理由として「資産活用により生活可能なため」と記載されている。

第3 判断

1 生活保護の要否の判定については、次のとおり生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）及び国の通知にその取扱いが定められている。

(1) 保護の要否及び程度の決定については、生活保護法による保護の実施要領について（昭和 36 年 4 月 1 日厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知）第 10 に「保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と第 8 によって認定した収入との対比によって決定すること。…（略）」とある。また、生活保護法による保護の実施要領について（昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第 10-2-(5) に「保護の要否判定を行う際に算定する介護費は、概算介護所要額によるものとし、概算介護所要額は次により算定すること。なお、介護保険の被保険者については、アからキまでにつき、それぞれのサービスに係る介護保険給付の利用者負担分を限度とする。…（略）… イ 特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護に係る居宅介護 当該者の要介護状態区分に応じた 1 か月あたりの介護費用」とある。

(2) 要否判定の費目については、生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和 38 年 4 月 1 日社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）問（第 10 の 4）に「保護開始時の要否判定を行う際、次官通知第 10 にいう「当該世帯につき認定した最低生活費」とは具体的に如何なる費目をさすのか。答 次に掲げる費目を指すものであること。…（略）… オ 告示別表第 5 介護扶助基準（住宅改修を除く。）…（略）」とある。

(3) 介護扶助基準については、生活保護法による保護の基準（昭和 38 年 4 月 1 日厚生省告示第 158 号。以下「告示」という。）別表第 5 に次のとおり定められている。

1	居宅介護、福祉用具、住宅改修又は施設介護に係る費用	生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 52 条の規定による介護の方針及び介護の報酬に基づきその者の介護サービスに必要な最小限度の額
2	移送費	移送に必要な最小限度の額

2 これらのことを踏まえ、本件処分について検討する。

請求人は、上記第2の1及び2のとおり、入居施設の費用の支払いに困窮し、処分庁に対し、本件申請を行ったものと認められる。

これに対し、処分庁は、上記第2の3及び4のとおり、本件申請について診断会議を行い、要否判定の結果、手持金が最低生活費を上回っているため却下するとの判断を行い、請求人に対して本件処分通知書を送付した。

本件申請に係る要否判定については、請求人が入居施設において介護保険給付対象サービスである認知症対応型共同生活介護サービスの提供を受けているため、請求人世帯の最低生活費の認定において、局長通知第10-2-(5)、課長通知問(第10の4)及び告示別表第5に基づき、概算介護所要額を算定し、介護費として、請求人世帯の最低生活費に認定し、要否判定をすべきであった。

しかしながら、処分庁は、上記第2の1及び2のとおり、請求人が入居している入居施設は介護保険の利用者負担が生じる施設であるにもかかわらず、要否判定における請求人世帯の最低生活費の認定において、介護費を認定することなく、要否判定を行っており、処分庁が行った当該要否判定は誤っているものである。

よって、本件処分は、法及び通知に基づき適正になされたものとは認められず、違法・不当であると言わざるを得ない。

第4 結論

本件審査請求は、理由があると認められるため、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)40条3項の規定を適用し、主文のとおり裁決する。

平成28年1月27日

審査庁 香川県知事 浜田 恵造

